

一般国道1号（箱根新道）に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と中日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第10条中「平成24年1月30日」を「平成23年7月25日」に改める。

別紙2を次のとおり改める。

別紙 2

(協定第 5 条関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 3 号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	1百万円
H 1 9	55百万円
H 2 0	315百万円
H 2 1	629百万円
H 2 2	0百万円
H 2 3	0百万円

上記記載の債務引受限度額については、協定締結後五ヵ年の期間内において、各年度の限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

平成18年度、平成19年度は実績値を記載している。

別紙 4 を次のとおり改める。

(協定第 8 条第 1 項関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 6 号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

中日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
				うち盛土・切土・ のり面構造物等分	うち橋梁・ トンネル等分
H 1 8	424百万円	68百万円	198百万円	110百万円	88百万円
H 1 9	454百万円	90百万円	260百万円	144百万円	116百万円
H 2 0	242百万円	0百万円	0百万円	0百万円	0百万円
H 2 1	189百万円	0百万円	0百万円	0百万円	0百万円
H 2 2	201百万円	51百万円	146百万円	81百万円	65百万円
H 2 3	23百万円	6百万円	16百万円	9百万円	7百万円

平成18年度、平成19年度は実績値を記載している。

別紙 5 を次のとおり改める。

計画料金収入の額

中日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	825百万円
H 1 9	814百万円
H 2 0	758百万円
H 2 1	714百万円
H 2 2	669百万円
H 2 3	204百万円

平成18年度、平成19年度は実績値を記載している。

別紙6 2中、

「平成24年1月30日」を「平成23年7月25日」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成21年 2月19日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

中日本高速道路株式会社
代表取締役会長 矢 野 弘 典